## 婚活支援事業補助金について

企画部企画調整課

伊勢崎市では、独身の男女が本市で出会い、結婚し、生活の基盤を築いていただくことを 促進するため、結婚を前提とした健全な出会いの場を提供する事業(婚活支援事業)に対し 補助金を交付します。

記

- 1 事業者の募集期間
- 平成28年5月16日(月)~6月30日(木)
- 2 応募に必要な書類
- 企画提案書及び団体の概要説明書等の必要書類
- 3 対象となる事業者

市内に在住、在勤または在学する3人以上で構成された以下の条件を満たす団体

- ・国や地方公共団体が事務局に参加していない団体
- ・市内に住所があり、主に市内で活動している団体
- ・組織や運営等に関する規約などに基づいて活動している団体
- ・特定の政党の利益につながる事業や、特定の宗教を布教または 支持する事業を行わない団体
- 4 対象となる事業

以下のすべてに該当する事業

- ・市内の地域資源を活用して主に市内で実施するもの
- ・20歳以上の独身男女を対象として募集するもので、20人以上の参加を見込むもの
- ・参加者から参加費を徴収するもの
- ・公序良俗に反し、又は社会通念上不適当であると認められる内容を含まないもの。
- ・交付決定時において事業に着手していないもの
- ・他の制度による委託、助成等をうけていないもの
- ・政治活動、宗教活動や営利を目的としないもの。
- 5 対象となる経費

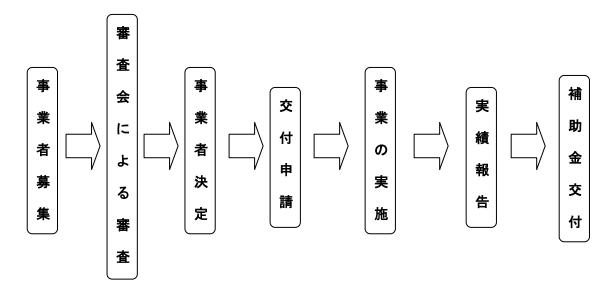
イベントなどの実施に要する経費で、参加者の飲食に係る費用については1/3を限度とします。なお、以下の経費は除きます。

- ・婚活支援事業の実施に係る会議等における飲食代
- ・参加者の交通費、宿泊費、記念品代等及び手土産代
- 備品購入費

## 6 補助金の額

対象となる経費から参加費を控除した額で、1事業につき10万円が限度。(1年度内における1団体当たりの補助金の上限は20万円)

## 補助金交付の流れ



## 事業で活用する地域資源の例

- ・名所旧跡、歴史的資産、自然などの文化財、観光資産、公共施設
- ・農作物等の育成や収穫、地元産品による料理体験などの地元産業体験
- ・サイクリング、ウォーキング、各種スポーツ観戦などのスポーツ交流
- ・その他参加者が本市の魅力を感じることができるもの。

問い合わせ先 企画調整課 徳江 Tm0270-27-2731